

「学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する指導主事等」の配置状況をみると、昭和46年度から昭和49年度まで、兼務を含めて9人となっていたが、昭和50年度に1人増となって10人となる(表2-5-19)。

表2-5-18 養護教育研修の参加教員数

(単位：人)

研修区分	年度	46	47	48	49	50
養護教育教養講座		91	116	97	103	100
精神薄弱教育教育課程福島県集会		80	118	112	120	121
養護教育担当教員研修会		130	140	100	110	110
養護学校学習指導法講習会		30	34	50	30	51
盲学校学習指導法講習会		20	20	42	16	11
聾学校学習指導法講習会		30	42	27	30	62
盲、聾、養護学校寄宿舎指導研究協議会		30	84	37	36	40
心身障害児就学指導講習会		400	400	490	480	422
内地留学，長期研修派遣		7	15	18	15	17

注：「教育年報」(昭46～昭50)による。

従って、今後は、養護学校の義務制の施行に伴い、教職員研修の規模の拡充に努めるとともに、研修の総合的体系化と効率化を図る必要がある。

また、適正な指導行政を推進するため、指導行政組織の整備充実に努める必要がある。

表2-5-19 養護教育指導担当職員数

(単位：人)

区分	年度	46	47	48	49	50
本庁指導主事		2	2	2	2	3
教育事務所との兼務		7	7	7	7	7

注：「高等学校教育課調査」(昭51)による。

2. 施策の基本方向

(1) 視覚障害教育

- ① 教育目標は、法令等に定められている目標を踏まえ、視覚障害児の実態に応じ、豊かな人間形成を図ることを基本として設定に努める。
- ② 教育課程は、障害の多様化に伴い、学習指導要領の領域別、教科別教育内容を障害に応じた教育課程に編成されるよう努める。
- ③ 教育方法は、視覚障害児の障害の特性に応ずる指導法を研究するとともに、実施の過程で反省、検討を加えながら、改善充実に努めるよう努める。
- ④ 学習評価は、個人により障害の程度、発達、経験獲得の状況に大きな差があるので、その個人差を十分留意するよう努める。

(2) 聴覚障害教育

- ① 教育目標は、法令等に定められている目標を踏まえ、聴覚障害児の実態に応じ、豊かな人間形成を図ることを基本として設定に努める。
- ② 教育課程は、障害の多様化に伴い、学習指導要領の領域別、教科別教育内容を障害に応じた教育課程に編成されるよう努める。
- ③ 教育方法は、聴覚障害児の障害の特性をおさえ、指導法を研究するとともに、実施の過程で反省、検討を加えながら、改善充実に努めるよう努める。
- ④ 学習評価は、個人により障害の程度、発達、経験獲得の状況に大きな差があるので、その個